日薬連発 168 号
2024 年 3 月 13 日

加　盟　団　体　殿

日本製薬団体連合会
個人情報保護センター

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部改正に伴う Q&A の更新について
（R6.4.1 施行）

表記について、個人情報保護委員会事務局 認定団体担当より、別添のとおり対象事業者への周知依頼がありました。

各対象事業者様へ周知いただくとともに、対象事業者様含めて、引き続き個人情報等の適正な取扱いをお願いいたします。

以上

別添

認定個人情報保護団体
事務局ご担当者様各位

個人情報保護委員会事務局
認定団体担当

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部改正に伴う Q&A の更新について
（R6.4.1 施行）

平素より弊委員会の個人情報保護に係る取組みにつきご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年末に、個人情報保護法施行規則等の一部改正について御連絡差し上げたところですが、今般、規則等の改正に伴い「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａを更新しましたので、お知らせ致します（先日直下メールのとおり御連絡したうち、①②の改正に関係するものです。）。
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａの更新-個人情報保護委員会- (ppc.go.jp)
（更新後本文：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ-個人情報保護委員会- (ppc.go.jp)）

資料の赤字部分が今回の改正を受けての更新点であり、施行規則第７条第３号に規定する「個人データ」の解釈の明確化、漏えい等により報告対象となる事態についての例示等をしております。
また、更新後のＱ＆Ａは、施行規則等の施行と合わせて本年４月１日から適用されます。

お手数をおかけしますが、事業者の方々には今般の Q&A 改正も含め、施行への準備を進めていただきたく、各認定個人情報保護団体におかれましては、対象事業者へ周知いただけますようお願いいたします。
先般の周知より重ねての御依頼となり大変恐縮ですが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

（ご参考：個人情報保護法施行規則の一部改正等の公布）
「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の

保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について | e-Gov パブリック・コメント

御不明点ございましたらご連絡くださいませ。
以上、どうぞよろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
個人情報保護委員会事務局
認定団体担当
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階
Tel: 03-6457-9769（直通）/ Email: g.nintei.e8s@ppc.go.jp
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊